

消防の動き



2014
7
臨時増刊号

第27次消防審議会の中間答申

- 第27次消防審議会（第3回）の開催
- 第27次消防審議会「地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申」
- 第27次消防審議会中間答申を踏まえた消防団の更なる充実強化について（平成26年7月14日付け消防庁長官通知）



FDMA
住民とともに

総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency



第27次消防審議会（第3回）の開催

総務課

平成26年6月26日(木)に、第27次消防審議会（消防庁長官の諮問機関。会長・室崎益輝神戸大学名誉教授）の第3回会議が開催されました。

今回の会議においては、第1に、「平成26年4月1日現在の消防団の状況について」として、①平成26年4月1日現在の消防団員数の速報値、②①の結果を基にした消防団員数が相当数増加した団体など19の消防団に対する総務大臣感謝状の贈呈、③消防団協力事業所表示制度の導入状況、④津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル策定状況について、消防庁から説明を行いました。

第2に、「前回会議における委員からの指摘事項について」として、①水門管理に係る安全確保、②NBC災害に備えた消防団員に対する教育訓練について、消防庁から説明を行いました。

そして第3に、「『消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申』（案）について」として、これまでの会議での議論及びその後の各委員からの御意見を踏まえた中間答申（案）について、事務局から説明を行いました。併せて、地域防災力の充実強化に関し今後具体化を図るべき事項（案）についても説明を行いました。

以上の説明の後、委員間での意見交換となりました。

まず、第1の議題に関し、津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル策定状況に関連して、東日本大震災における反省を踏まえ、津波以外の災害における消防団の安全管理についても検討する必要があるのではないかとの意見がありました。

その後、今回の中心議題である第3の議題について、中間答申の取りまとめに向けた調査審議を行いました。委員からは、消防団の装備における情報通信機器の重要性、NBCテロ・災害を含めた教育訓練の重要性等、中間答申（案）に追加すべき事項についての御意見のほか、今後調査審議が必要な事項についての御意見も含め、幅広い御意見が出されました。

調査審議の締めくくりとして、室崎会長から、今回の会議で提出された意見を踏まえて修文を行い中間答申として取りまとめること、具体的な修文については

一任願いたいこと、という旨の御発言があり、異議なく承認されました。（中間答申の内容については、本臨時増刊号「第27次消防審議会「地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申」」を御参照ください。）

閉会に当たり、大石利雄消防庁長官から、次のとおり中間答申の取りまとめに当たっての挨拶がありました。

第27次消防審議会第3回会議 消防庁長官挨拶



消防庁長官 大石利雄

中間答申の取りまとめに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

第27次消防審議会におきましては、昨年12月の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の成立を受けて、消防団の在り方など地域防災力の充実強化について、2月から3回にわたり熱心に御審議をいただき、中間答申をまとめていただきました。室崎会長始め委員の皆様から御礼申し上げます。

昨年成立した言わば「消防団等充実強化法」は、国、都道府県、市町村に、消防団の充実強化などに必要な措置を講じる義務を負わせています。

消防庁では、昨年末、直ちに「消防団充実強化対策本部」を設置し、消防団員の確保、処遇の改善、装備・訓練の充実強化などに取り組んでいます。まずは消防団員退職報償金の引上げの政令改正を行うとともに、消防団の装備基準の抜本改正とこれに伴う交付税措置の大幅増額を行いました。

しかしながら、消防団員の確保については、今年4月1日現在の消防団員数は、前年対比で約4,200人減少しており、相変わらず厳しい状況が

続いています。

こうした中で、中間答申をまとめていただきましたので、消防庁といたしましては、この答申を、今後の消防団を中核とした地域防災力充実強化の施策に着実に反映させてまいります。

直ちに取り組みなければならない課題がいくつもあります。この答申を拠り所にして関係方面への働きかけを強めてまいります。

審議会の委員の皆様には引き続き御指導、御鞭撻を宜しくお願いいたします。

委員の皆様へ、改めて感謝申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

どうも有り難うございました。

また、室崎会長から、消防団等充実強化法の成立を踏まえ、前に進めるところはどんどん進めていくとの方針で、早急に取り組むべき事項をまずまとめることができた、今後はこれまでの議論の中で見えてきた総論的な課題も含めて議論し、最終答申につなげていきたいので、今後とも各委員に御協力をお願いしたい、という旨の御挨拶があり、閉会となりました。



室崎消防審議会会長

消防審議会においては、引き続き消防団を中核とし

た地域防災力の充実強化の在り方についての調査審議を行うこととしており、次回第4回の会議は、9月後半～10月前半の開催を予定しています。

なお、消防審議会の配布資料、議事要旨及び議事録は、消防庁ホームページ (http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/shingi.html) に掲載しています。

【議事次第】

1 開会

2 議題

- (1) 平成26年4月1日現在の消防団の状況について
- (2) 前回会議における委員からの指摘事項について
- (3) 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申」(案)について
—中間答申(案)審議—
- (4) その他

3 閉会

問合せ先

消防庁総務課 濱里、安藤、山田

TEL: 03-5253-7506



第27次消防審議会(第3回)の様子

第27次消防審議会

「地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申」

総務課

1 はじめに —中間答申の手交—

平成26年7月3日(木)に、第27次消防審議会「地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申」が、同審議会の室崎益輝会長から大石利雄消防庁長官に対し手交されました。



本記事では、この中間答申に至る経緯や内容等について御紹介します。

なお、中間答申の全文については、消防庁ホームページ (http://www.fdma.go.jp/neuter/about/toshin/h26/260703_chiiki_bousairyoku_jujitsu_kyoka_no_arikata.pdf) にも掲載されております。

2 中間答申に至る経緯及び中間答申の位置付け

第27次消防審議会においては、昨年の臨時国会で議員立法により「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号。以下「消防団等充実強化法」という。）が成立したことを受け、同法を踏まえた消防団の強化及び地域防災力の強化の進め方について調査審議をいただくため、平成26年2月13日に、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方」について、消防庁長官から諮問がなされました。この諮問を受け、同審議会においては、3回の議論が行われたところです（各回の会議の開催状況については、「消防の動き」掲載のそれぞれの記事（第1回：本年3月号、第2回：本年5月号、第3回：本臨時増刊号）を御参照ください）。

同審議会においては、地域防災力の充実強化の在り方に関し、幅広い議論が行われたところですが、消防団への加入の促進を始めとする消防団の基盤の強化のうち取組が特に急がれる事項を中心として、一定の結論が得られた内容について、今回中間答申として取りまとめられたものです。

第27次消防審議会の概要

審議事項 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方」

1 消防団の強化の在り方

近年の社会情勢の変化を踏まえ、今後どのように消防団員の確保を進めていくかなど、「消防団の強化の諸課題」について検討。

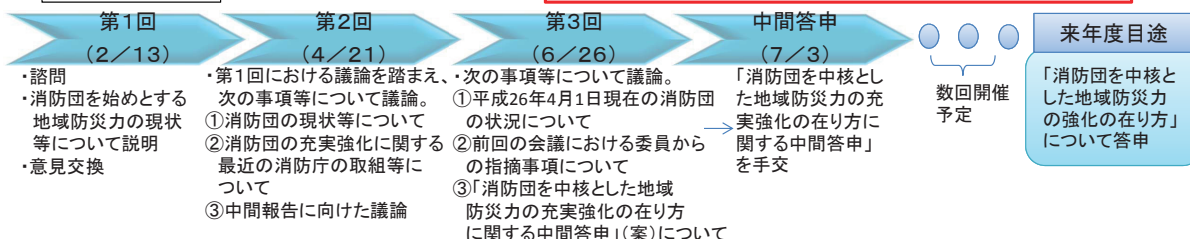
2 地域防災力の強化の進め方

消防団を中核とした地域防災力の強化を国民運動として盛り上げていくにはどうしたらよいかについて検討するとともに、常備消防を始めとする関係機関や自主防災組織など民間の地域防災力の担い手との役割分担・連携などを検討。

委員一覧

<委員> (◎:会長 ○:会長代理)	
青山 佳世	(フリーアナウンサー)
青山 繁晴	(株式会社独立総合研究所 代表取締役社長)
石井 正三	(公益社団法人日本医師会常任理事)
大江 秀敏	(全国消防長会会長)
片田 敏孝	(群馬大学理工学研究院教授)
木沢 トモ子	(栃木県婦人防火クラブ連合会会長)
岸谷 義雄	(公益財団法人兵庫県消防協会会長)
重川 希志依	(常葉大学大学院環境防災研究科教授)
○田中 淳	(東京大学総合防災情報研究センター長・教授)
宗本 恵美子	(特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事)
◎室崎 益輝	(神戸大学名誉教授)
和合 アヤ子	(福島県商工会議所 女性会連合会長)
<専門委員>	
秋本 敏文	(公益財団法人日本消防協会会長)
小川 和久	(特定非営利活動法人国際変動研究所理事長)
清原 慶子	(三鷹市長)
関澤 愛	(東京理科大学大学院国際防災科学研究科教授)
山本 保博	(救急振興財団会長)

審議の状況



<中間答申の位置付け>

平成25年12月の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の成立を踏まえ、消防団への加入の促進を始めとする消防団の基盤の強化のうち取組が特に急がれる事項を中心として、中間答申を取りまとめ。

<主な提言内容>

消防団への加入促進

被用者

- 「消防団協力事業所表示制度」の未導入市町村(1720団体中約670)に対する制度導入の徹底 ※ 交付事業所数:10,425
- 長野県及び静岡県で導入されている消防団協力事業所に対する税制優遇措置の全国への普及、国の支援策の検討
- 消防団協力事業所等に対する地方公共団体の入札における優遇制度を全国に普及
- 在勤者の入団を認めていない市町村において入団を認めるよう改めて全国に徹底
- 自衛消防組織の要員等に対する消防団への加入の働きかけ

女性

- 女性のいない消防団(全体の約40%)等における女性入団の更なる促進

大学生等

- 通学先の市町村でも入団を可能とするよう働きかけ
- 消防団に所属する大学生等への就職活動用の推薦状等の発出を市町村に対し働きかけ

シニア世代

- 退職消防職団員による大規模災害発生時限定の機能別分団の創設等の推進

地域における消防団活動に対する理解の促進

- 消防団員に対し身分証ともなるカードを発行し、店舗等での提示により、消防団員が優遇を受けられる仕組みの展開

地域防災力の充実強化に関する国民運動の展開

- 「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会」を契機として、国民の各界・各層の参画による国民会議体を構築し、国民運動を展開するとともに、ブロックごとの大会の開催を促進

3 中間答申の構成

中間答申は、中間答申の位置付けや議論の経過等を記載した「はじめに」、消防団や自主防災組織等の現状について記載した「第1 地域防災力を取り巻く現状」の後、「第2 消防団等の充実強化のために早急に取り組むべき事項」において、具体的な提言事項を記載する、という全体構成となっています。

このうち、第2については、消防団等充実強化法の成立を踏まえ、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に総合的・計画的に取り組むべきであるという総論的な事項について述べた上で、消防団等充実強化法を踏まえた消防団の強化の取組の四本柱に沿う形で、具体的な提言事項が記載されています。

まず、1から4までにおいて、消防団への加入の促進に関し、①被用者、②若者並びに③女性及びシニアそれぞれの加入促進策と、そのための地域における消防団活動に対する理解の促進について、記載されています。その後、消防団員の処遇の改善等、消防団の装備の改善、消防団員の教育訓練の改善という他の三本の柱について、それぞれ5から7までに記載されています。そして、最後の8で、地域防災力の充実強化に関する国民運動について記載されています。

4 中間答申における主な提言事項

(1) 被用者の消防団への加入の促進

平成25年4月1日現在で71.9%と大きな割合を占めている被用者については、消防団への加入の促進に当たり特に力を入れていく必要があるとの観点から、①その前提となる事業者の消防団活動に対する理解の促進、②勤務地における被用者の消防団への加入の促進等及び③公務員等の消防団への加入の促進に関し、次の事項等について提言されています。

- ・ 消防団協力事業所表示制度の未導入市町村(1,720団体中約670)に対する制度導入の徹底
- ・ 長野県及び静岡県で導入されている消防団協力事業所に対する税制優遇措置の全国への普及と国の支援策の検討
- ・ 消防団協力事業所等に対する地方公共団体の入札における優遇制度の全国への普及
- ・ 在勤者の入団を認めていない市町村において入団を認めるよう改めて全国に徹底
- ・ 自衛消防組織の要員等に対する消防団への加入の働きかけ
- ・ 消防団等充実強化法における特例措置の創設を踏まえた公務員等の消防団への加入の促進

(2) 地域における消防団活動に対する理解の促進

消防団の加入の促進に当たっては事業者の理解に加

え、広く地域における消防団活動に対する理解の促進が重要との観点から、①広報啓発活動の充実及び②地域ぐるみでの消防団員に対する支援に関し、次の事項等について提言されています。

- ・消防団への入団を検討している者がウェブ上で居住地や勤務地の消防団に関する情報を容易に検索できるシステムの構築といった新たな広報啓発手法の活用
- ・消防団員に対し身分証ともなるカードを発行し、店舗等での提示により、消防団員が優遇を受けられる仕組みの展開

(3) 若者の消防団への加入の促進等

長期的に消防団員を確保していくためには若い人材の確保が重要であるとの観点から、①大学生等の消防団への加入の促進、②消防団で活動した大学生等の卒業後の消防団活動の継続への配慮及び③少年消防クラブ等の活動の活性化等を通じた子供の頃からの消防団活動に対する理解の促進に関し、次の事項等について提言されています。

- ・通学先の市町村でも入団を可能とするよう市町村に対し働きかけ
- ・消防団活動のための修学上の配慮、消防団活動の積極的評価、大学キャンパス内における学生消防（分）団の設置等についての大学等に対する働きかけ
- ・消防団に所属する大学生等への就職活動用の推薦状の発出の市町村への働きかけ、経済界に対する取組の周知

(4) 女性及びシニア世代の消防団への加入の促進等

少子高齢化の進展や被用者の増加の中で都市近郊地域等において日中地域にいる割合の高い女性やシニア世代の役割が更に重要となるとの観点から、①女性の消防団への加入の促進及び②シニア世代の消防団への加入の促進に関し、次の事項等について提言されています。

- ・女性のいない消防団（全体の約40%）における女性の入団の更なる促進
- ・定年制を設けている市町村における定年年齢の引上げ等
- ・退職消防職団員による大規模災害発生時限定の機能別分団の創設等の推進

(5) 消防団員の処遇の改善等

消防団は大規模災害に地域で即時に対応し、厳しい

状況の中で長時間にわたり災害対応に当たることとなることを踏まえ、消防団の活動の実態に応じた適切な報酬等の支給の地方公共団体への引き続きの働きかけ（特に支給額の低い市町村に対する地方交付税措置額の水準を踏まえた引上げの要請）や、大規模災害時において消防団活動が長期にわたった場合においても消防団員が活動に専念できる環境の充実について、提言されています。

(6) 消防団の装備の改善

「消防団の装備の基準」の一部改正及び消防団の装備に関する地方交付税の大幅増額という機会を捉えて消防団の装備の改善が集中的・計画的に進むよう、きめ細かな働きかけを行うべきであること等について、提言されています。

(7) 消防団の教育訓練の改善

「消防団の教育訓練の基準」の一部改正により新設された指揮幹部科の課程をできる限り多くの者に受講してもらえる環境づくりや、NBCテロ・災害も見据えた教育訓練等について、提言されています。

(8) 地域防災力の充実強化に関する国民運動の展開

日本消防協会が中心となって平成26年8月29日に開催される予定の「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会」を契機として、国民の各界・各層の参画による国民会議体を構築し、国民運動を展開するとともに、ブロックごとの大会の開催を促進すること等について、提言されています。

5 中間答申を踏まえた消防庁の対応

消防庁としては、今回の中間答申を、平成27年度予算の概算要求を始めとして、地域防災力の充実強化に関する施策に反映させていくこととしています。

また、中間答申における提言事項のうち地方公共団体における取組が必要なものについては、平成26年7月14日付けで消防庁長官から各都道府県知事及び各指定都市市長宛て通知を発出したところです（通知の内容については本臨時増刊号「第27次消防審議会中間答申を踏まえた消防団の更なる充実強化について」を御参照ください。）。

問合せ先

消防庁総務課 濱里、安藤、山田

TEL: 03-5253-7506

消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申

平成26年7月3日
消防審議会

平成26年2月13日付けで諮問のあった「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方」について、別紙のとおり中間答申する。

平成26年7月3日

消防審議会会長 室 崎 益 輝

消防庁長官 大 石 利 雄 殿

(別紙)

消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申

目 次

はじめに

第1 地域防災力を取り巻く現状

第2 消防団等の充実強化のために早急に取り組むべき事項

- 1 被用者の消防団への加入の促進
- 2 地域における消防団活動に対する理解の促進
- 3 若者の消防団への加入の促進等
- 4 女性及びシニア世代の消防団への加入の促進等
- 5 消防団員の処遇の改善等
- 6 消防団の装備の改善
- 7 消防団員の教育訓練の改善
- 8 地域防災力の充実強化に関する国民運動の展開

はじめに

昨年平成25年は、消防団120年、自治体消防65周年という、我が国の消防にとって節目となる年であった。この節目の年に成立した正に消防団等にとっての画期となる法律が、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」(平成25年法律第110号。以下「消防団等充実強化法」という。)である。消防団等充実強化法の成立を受け、消防庁では

平成25年12月24日に「消防団充実強化対策本部」を立ち上げ、消防団の充実強化を強力に推進する体制がとられており、消防庁や各地方公共団体において、消防団の充実強化を始めとする地域防災力の充実強化のための取組が進められているところである。

第27次消防審議会は、平成26年1月に発足し、同年2月13日に、消防庁長官から、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方」について諮問を受け、消防団等充実強化法の成立を踏まえた消防団の強化の在り方及び地域防災力の強化の進め方について、これまで3回の調査審議を行ってきた。調査審議においては、消防団の強化の在り方に関する議論のほか、社会経済情勢の変化を踏まえた今後の消防団の在り方、消防団と常備消防や自主防災組織等の他の主体との連携・役割分担を始めとする総合的な地域における防災体制の強化の必要性等、幅広い議論を行っているところである。

その中で、当審議会としては、消防団への加入の促進を始めとする消防団の基盤の強化のうち取組が特に急がれる事項を中心として、一定の結論が得られた内容を中間答申として取りまとめることとした。

その結果として、ここに中間答申を行うものであり、当審議会としては、最終答申に向け、調査審議を続けていく所存である。

第1 地域防災力を取り巻く現状

「地域防災力」とは、消防団等充実強化法において、「住民一人一人が自ら行う防災活動、自主防災組織(中略)、消防団、水防団その他の地域における多様な主体が行う防災活動並びに地方公共団体、国及びその他の公共機関が行う防災活動の適切な役割分担及び相互の連携協力によって確保される地域における総合的な防災の体制及びその能力をいう」と定義されている(第2条)。

消防団等充実強化法において、地域防災力の中核を担うのが消防団であるとされており、「要員動員力、

即時対応力、地域密着性」を有する消防団が地域の安心・安全を確保するために果たす役割は極めて大きいものである。一方、社会経済情勢の変化を受け、消防団員の数は、平成2年には100万人を割り、平成26年4月1日現在、864,633人(速報値)と、年々減少を続けている状況にあるが、対前年減少幅(△4,239人)は平成25年(△5,321人)に比べ小さくなっている。

また、特に南海トラフ地震や首都直下地震を始めとした大規模災害に対応するためには、地域防災力の充実強化は、公助だけでなく、自助・共助とのバランスを取りつつ総合的に進めていくことが必要である。この点で、自主防災組織・女性防火クラブ・少年消防クラブといった地域の自主防災活動を担う組織の役割も重要である。自主防災組織は、平成25年4月1日現在、約15万3,600の組織が設置されており、その数は増加傾向にある。一方、女性防火クラブは、平成25年4月1日現在、9,554クラブ(構成員約143万人)、少年消防クラブは、同年5月1日現在、4,587クラブ(構成員約42万人)設置されているが、その数は減少傾向にある。

消防団等充実強化法第3条の基本理念にもうたわれているように、消防団を中核としつつ防災に関する多様な主体が適切に役割分担をしながら相互に連携協力する体制を構築していくことが重要であり、このことは安心・安全な社会を確保するための土台となるものである。

第2 消防団等の充実強化のために早急に取り組むべき事項

消防団等充実強化法の成立を踏まえ、国及び各地方公共団体その他の関係主体は、消防団への加入の促進、消防団員の処遇の改善、消防団の装備の改善及び消防団員の教育訓練の改善により消防団の強化を図るとともに、地域における防災体制の強化を図ることにより、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に総合的・計画的に取り組むべきである。

1 被用者の消防団への加入の促進

消防団員全体に占める被用者団員の割合は、平成25年4月1日現在で71.9%となっており、大きな割合を占めている。人口当たりの消防団員数が少ない傾向にある都市部を中心に、被用者の割合の増加が今後も進展することが見込まれることを踏まえ、被用者の消防団への加入の促進に特に力を入れていくこと

が必要である。

(1) 事業者の消防団活動に対する理解の促進

被用者の消防団への加入の促進に当たっては、消防団員が被用者として所属する事業者の理解が不可欠であることから、消防団活動に協力する事業所等に表示証を交付してその貢献を社会的に評価することにより消防団と事業所等との連携協力体制を一層強化することを目的として、「消防団協力事業所表示制度」が平成18年度から設けられている。同制度は、平成26年4月1日現在で1,046(約61%)の市町村が既に導入しているが、全市町村において導入される必要があり、未だに同制度を導入していない約670の市町村に対し、速やかに同制度を導入するよう徹底すべきである。

また、消防団協力事業所の増加のためには、消防団協力事業所に対して効果的なメリットを用意することが必要である。このため、長野県及び静岡県において一定の要件を満たす消防団協力事業所に対し事業税額の2分の1(限度額10万円)を減税する措置が実施されているが、国においては、当該措置を全国に普及させるとともに、当該措置に係る財源措置等の支援策の検討を行うべきである。また、入札において事業者の消防団活動への協力を積極的に評価する地方公共団体の取組についても、一層の普及を図るべきである。あわせて、消防団協力事業所となった事業所等を消防団に関する広報の中で紹介する等の取組も有効であると考えられる。

(2) 勤務地における被用者の消防団への加入の促進等

被用者については、特に都市部においては居住地と勤務地が大きく離れている場合が多いことを踏まえ、相当の時間を過ごす勤務地における加入の促進を図る必要がある。このため、現在条例上又は運用上在勤者の入団を認めていない市町村に対し、早急にその入団を認めるよう働きかけを行うべきである。

また、事業者が設置する自衛消防組織が既に7,122件(平成25年3月31日現在)の防災管理対象物において設置される状況となっていることを踏まえ、自衛消防組織の要員の経験を有する被用者に対し、勤務地における機能別団員(特定の活動・役割のみに参加する消防団員)として加入を促進するとともに、自衛消防組織や水防団等の防災に関する組織の構成員により、大規模災害時等にその本来業務に支障が生じない範囲で活動する機能別分団を組織することを推進すべきである。

(3) 公務員等の消防団への加入の促進

公務員等の消防団への加入の促進については、現在

特に地方公務員や日本郵政グループ職員について加入促進を図ってきているところである。

そのような中で、公務員については、消防団等充実強化法において、消防団員との兼職に関する特例が設けられ（第10条）、特に消防団への加入の促進のために具体的な法制上の手当がなされたところである。

このような消防団等充実強化法の趣旨を踏まえ、国及び地方公共団体において、大規模災害時の職員の参集体制の確保等にも配慮しつつ、公務員の消防団への加入の促進を図ることが必要である。

また、特に地方公務員や日本郵政グループ職員については、引き続き加入促進に努力すべきである。

2 地域における消防団活動に対する理解の促進

消防団への加入の促進に当たっては、事業者の理解に加え、広く地域における消防団活動に対する理解を促進することが重要となる。

(1) 広報啓発活動の充実

地域における消防団活動に対する理解の促進に関し、まずは、「消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在である」（消防団等充実強化法第8条）という認識に立って消防団等充実強化法が制定された趣旨も踏まえ、消防団活動の重要性に対する理解を促進することが必要である。

このため、スマートフォンのアプリケーションの活用、消防団への入団を検討している者がウェブ上で居住地や勤務地の消防団に関する情報を容易に検索できるシステムの構築といった新たな手法の活用や、消防関係団体が情報誌（紙）等により行う広報啓発活動の支援等、幅広い国民に向けた広報啓発活動の更なる充実が必要である。

また、消防団協力事業所の増加に加え、地域における防災活動の担い手づくりのための教育訓練において消防団員が指導的な役割を担うことや、平素から消防団員一人一人が消防団の広報を担っているという意識で臨むなど、住民一人一人が日々の生活の中で消防団に身近に触れる機会を増やすことが重要である。

(2) 地域ぐるみでの消防団員に対する支援

消防団への加入の促進に当たっては、消防団員及びその家族に、消防団活動が地域全体から応援・感謝されているということが感じられ、誇りを持ってもらえるようにすることが重要であり、中でも消防団活動を行うことに対する具体的なメリットを感じてもらえるような取組が有効である。

このため、事業所の協力を得て消防団員に対する優

遇措置等を講じる「消防団応援の店」の取組を実施している地方公共団体の事例も参考としつつ、例えば消防団員に対して全国的に通用するカード（身分証としての役割を持たせることも検討）を発行し、店舗等での提示により消防団員が優遇を受けられるといった仕組みの展開を図るべきである。

3 若者の消防団への加入の促進等

長期的に消防団員を確保していくためには若い人材の確保が重要であり、大学生等の加入の促進のほか、少年消防クラブ等の活動の活性化を通じた将来の消防団員となる高等学校以下の児童及び生徒の消防団活動に対する理解の促進について、教育関係者の協力も得た取組が重要である。

(1) 大学生等の消防団への加入の促進

大学生等の消防団への加入を促進する前提として、特に都市部を念頭に、消防団員の任命資格として、居住及び勤務に加え、通学も認めるべきである。

大学生等が消防団活動に参画することは、消防団の組織の活性化、次世代の担い手育成といった消防団側の意義は当然であるが、入団する大学生等の側にとっても、①地域社会の一員として地域の安全に貢献しているという誇りを感じることができる、②応急手当の技術、消火用器具・救助用器具の使用手法等、卒業後に社会生活を送る上で役に立つ知識・技術を身につけることができる、③体力づくり・仲間づくりにもつながる、といった様々な意義を有するものである。そこで、このような消防団活動の意義について、改めて周知を図るべきである。

また、大学等に対しては、①消防団活動に参加する学生等に対する補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価等、消防団活動のための修学上の配慮、②地域づくり活動やボランティア活動等と同様に、消防団活動を実習・演習等の授業の一環として位置付け、単位を付与する等、消防団活動の積極的評価、③大学のキャンパス内における学生消防（分）団の設置等について、文部科学省及び大学関係団体の協力を得て先進事例を周知するなど、大学等の自主性に配慮しつつ、より具体的な働きかけを行うべきである。

さらに、大学生等の加入の促進に当たっては、特に就職を想定したインセンティブの付与が効果的である。このため、市町村に対し、消防団に所属する大学生等へ就職活動用の推薦状等を発出するよう働きかけを行うとともに、経済界に対し、こうした取組を周知することにより、就職活動において消防団活動が積極的に評価されるように働きかけを行うべきである。

(2) 消防団で活動した大学生等の卒業後の消防団活動の継続への配慮

大学生等は消防団に加入しても卒業後就職等で転出する場合が少なくないが、転出した地域において改めて消防団に加入し、消防団活動を継続してもらいやすくするという観点から、大学生等の時期に加入していた消防団とは別の消防団に改めて加入した場合には当該消防団において大学生等の時期の活動経歴を考慮するなど、大学生等の時期の消防団活動の経験がその後の消防団活動につながるような配慮を行うべきである。

(3) 少年消防クラブ等の活動の活性化等を通じた子供の頃からの消防団活動に対する理解の促進

子供の頃から地域防災に関する意識付けを行い、将来の消防団員を育てる基盤的活動として、少年消防クラブ及び幼年消防クラブの活動の活性化等を通じ、高等学校以下の児童及び生徒の消防団活動に対する理解を促進することが重要である。

このため、学校関係者の協力がより得られるように必要な働きかけを行うとともに、①消防団員による学校への出前講座の実施や学校が実施する防災行事への協力等を通じた消防団に対する理解の促進、②消防団による少年消防クラブの教育訓練における指導等の協力活動に対する支援、③少年消防クラブの全国的交流行事等を通じた意識の啓発等の取組を進めるべきである。また、①高等学校における消防団との交流活動や消防クラブの設置、②義勇消防と青少年消防組織との密接な連携が義勇消防隊員の確保につながっている海外の事例も参考として、消防団との共同活動等少年消防クラブの活動において消防団の活動を身近に感じる機会を設定すること等により、少年消防クラブ員等から進学や就職を機に消防団員へ自然に進んでいくという気運を醸成すべきである。

4 女性及びシニア世代の消防団への加入の促進等

少子高齢化の進展や、被用者の増加の中で、特に都市近郊の地域等においては、日中に地域にいる割合の高い女性やシニア世代に、自主防災組織、女性防火クラブ等による地域における防災活動にとどまらず、消防団活動をも担ってもらうことが今後更に重要となる。

このため、女性及びシニア世代の消防団への加入の促進等について、各地域の実情を十分に踏まえつつ、積極的に取り組む必要がある。

(1) 女性の消防団への加入の促進

女性消防団員については、平成25年4月1日現在で20,785人となっており、消防団員総数が減少する中でも年々増加しているが、消防団員全体に占め

る割合は2.4%、女性消防団員が所属している消防団の割合は59.4%にとどまっている。一方で、応急手当・火災予防の普及啓発から消火活動まで、女性消防団員の活動の幅は広がってきており、女性消防団員が地域の安心・安全の確保のために果たす役割は益々高まっている。

このため、未だに女性消防団員が所属していない消防団においては女性消防団員の入団について真剣に取り組むよう徹底するとともに、女性団員がより幅広い分野で消防団員として活躍できるようにするための方策を整理し、周知することや、常備消防と連携した加入促進活動の実施など、更に積極的な女性の消防団への加入の促進の取組が必要である。

(2) シニア世代の消防団への加入の促進等

シニア世代については、今後の一層の高齢化の進展を踏まえ、65歳以上でも十分活動できる人が消防団員として活躍できるようにする必要がある。このため、定年制を設けている市町村における定年年齢の引上げ等を進めるほか、シニア世代が活躍しやすい活動領域について整理する等の取組を進めるべきである。

また、退職消防職団員がそれまでの経験で培った消防防災に関する技術・能力は、地域防災力の向上のための貴重な資産である。そこで、自主防災組織のリーダー・構成員、少年消防クラブの指導者等としての活動のほか、退職消防職団員が大規模災害時等に限定して消防団員として活動する機能別分団（特定の活動・役割を担う分団）を創設するなど、退職消防職団員が地域における防災活動の担い手として活動しやすい環境づくりを進めるべきである。

5 消防団員の処遇の改善等

消防団員の処遇の改善については、消防団等充実強化法の施行を踏まえ、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）の一部改正により、平成26年4月1日からの退職報償金の全階級一律5万円引上げ及び最低額の20万円への引上げが行われている。また、消防団の活動の実態に応じた適切な報酬等の支給に係る地方公共団体への働きかけの結果、平成25年4月1日現在で27団体あった無報酬団体が平成26年4月1日現在では13団体に減少し、平成27年度中には解消する見込みとなっている。このように、消防団員の処遇については一定の改善が図られているところであり、「消防団応援の店」のような地域における支援も広がりつつあるが、一方で、多くの市町村において、地方交付税単価（年間報酬36,500円、1回当たり出動手

当7,000円)よりも実際の単価が低い状況にある。

このため、消防団は大規模災害時に地域で即時に対応し、厳しい状況の中で長時間にわたり災害対応に当たることとなることを踏まえ、引き続き、消防団の活動の実態に応じた適切な報酬等の支給を地方公共団体に働きかけ、特に支給額の低い市町村に対しては、地方交付税措置額を踏まえた水準となるよう、引上げを強く要請していく必要がある。

また、金銭的な処遇の改善に併せて、消防団拠点施設の整備・機能強化、エアートントや寝袋の整備等により、大規模災害時において消防団活動が長期にわたった場合においても消防団員が活動に専念できる環境の充実も必要である。

6 消防団の装備の改善

消防団の装備の改善については、消防団等充実強化法の施行を踏まえ、平成26年2月7日に「消防団の装備の基準」(昭和63年消防庁告示第3号)の一部改正が行われ、①消防団員の安全確保のための装備(安全靴、ライフジャケット等)の充実、②双方向の情報伝達が可能な情報通信機器(トランシーバー等)の充実及び③救助活動用資機材(チェーンソー、油圧ジャッキ、投光器等)の充実が図られたところである。また、消防団の装備に関する地方交付税措置が、標準団体当たり約1,000万円から約1,600万円に大幅増額されたところである。

この基準の改正及び地方交付税措置の大幅増額を受け、地方公共団体において消防団の装備の改善に向けた取組が進められつつあるが、各地方公共団体においては、このような機会を捉えて一層の消防団の装備の改善が集中的・計画的に進むよう、地方交付税措置額の水準を踏まえた適切な予算措置を講じるべきであり、国としてもきめ細かな働きかけを行っていくべきである。

また、情報通信機器については、同基準において全国的に配備するものとされているトランシーバー等の機器に加え、地域の実情に応じて配備するものとされている、タブレット端末やスマートフォン等の双方向通信のための機器、デジタルカメラ、ビデオカメラその他の情報の収集及び伝達のために用いる機器も、災害現場の情報を収集し、迅速に災害対策本部や他機関等との共有を図るために重要であり、その充実を図っていくべきである。

7 消防団員の教育訓練の改善

消防団員の教育訓練の改善については、消防団等充

実強化法の施行を踏まえ、大規模災害への対応という観点から消防団の現場指揮者の担う役割の重要性が増してきたことに鑑み、現場指揮者に対する安全管理や救助活動等に係る教育訓練の充実を図るため、平成26年3月28日に「消防学校の教育訓練の基準」(平成15年消防庁告示第3号)の一部改正が行われ、消防団員に対する幹部教育のうち中級幹部科を抜本的に見直し、指揮幹部科として拡充強化されたところである。

この改正を受けた各消防学校における教育訓練の改善を円滑に進めるため、指揮幹部科の教科目の一部の受講を代替する個別学習用の教材の配布を進めるほか、退職消防職員の活用等を通じた指導者の確保等により、できる限り多くの現場指揮者となる者に指揮幹部科の課程を受講してもらえよう環境づくりに取り組む必要がある。また、常備消防と連携した教育訓練の実施等、消防学校以外の場における教育訓練の充実も図る必要がある。

さらに、NBCテロ・災害に関しても消防団員が基本的な知識を持ち、避難誘導等を適切に行う必要があり、それらを想定した訓練に消防団が指導的な役割を果たして国民の参加を促すという観点が重要であることから、NBCテロ・災害に係る教育訓練について、「消防学校の教育訓練の基準」の教育指標」(平成15年11月19日付け消防消第220号)への追加や指揮幹部科の現場指揮課程の新規教育訓練内容に関する教材の作成等に、取り組む必要がある。

8 地域防災力の充実強化に関する国民運動の展開

地域防災力の充実強化については、各界各層の幅広い理解が必要であることから、各界の中心で活躍されている方が発起人となり、日本消防協会が中心となって平成26年8月29日に開催される「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会」を契機として、これを国民運動につなげていく必要がある。

このため、同大会の推進体制を活かし、国民会議体を構築して国民運動を継続的に推進するとともに、国民運動が全国各地において展開されるよう、各地域における同様の大会の開催等により各地域において地域防災力の充実強化の重要性についての理解を促進することが重要である。また、消防団等充実強化法の趣旨を徹底するための広報の実施、消防団の重要性の周知等について、2(1)で述べた消防団への加入の促進の観点からの広報啓発活動と併せ、幅広いPR活動等の取組を進めるべきである。

第27次消防審議会中間答申を踏まえた消防団の更なる充実強化について（平成26年7月14日付け消防庁長官通知）

国民保護・防災部地域防災室

第27次消防審議会の中間答申において、国及び各地方公共団体その他の関係主体は、消防団への加入の促進、消防団員の処遇の改善、消防団の装備の改善及び消防団員の教育訓練の改善により消防団の強化を図るとともに、地域における防災体制の強化を図ることにより、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に総合的・計画的に取り組むべきとされ、早急に取り組むべき事項についてまとめられました。消防庁は、中間答申における国に対する提言事項について、取組を始めたところです。

また、中間答申における提言事項のうち地方公共団体における取組が必要なものについては、平成26年7月14日付け消防庁長官から各都道府県知事及び各指定都市市長宛て通知が発出されました。各都道府県及び市町村におかれては、消防団の充実強化に向けて、中間答申を踏まえ、本通知の事項について積極的に取り組むことが求められます。

〈通知〉

消防地第79号
平成26年7月14日

各都道府県知事 殿

（消防防災担当課、税務担当課、人事担当課、
大学担当課、市町村担当課扱い）

各指定都市市長 殿

（消防防災担当課、人事担当課、大学担当課扱い）

消防 庁 長 官
（公 印 省 略）

第27次消防審議会中間答申を踏まえた消防団の更なる充実強化について（依頼）

昨年12月、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号。以下「消防団等充実強化法」という。）が成立し、国及び地方公共団体は、消防団への加入の促進、消防団員の処遇の改善、消防団の装備の改善、消防団員の教育訓練の改善等に関して必要な措置を講ずることが義務付けられました。

これを踏まえ、消防庁は、本年1月に発足した第27次消防審議会に対して、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方」について諮問し、消防審議会において、消防団の強化の在り方及び地域防災力の強化の進め方について調査審議が行われてきたところ、7月3日に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申」（以下「中間答申」という。）が出されました（別添参照）。

中間答申においては、国及び各地方公共団体その他の関係主体は、消防団への加入の促進、消防団員の処遇の改善、消防団の装備の改善及び消防団員の教育訓練の改善により消防団の強化を図るとともに、地域における防災体制の強化を図ることにより、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に総合的・計画的に取り組むべきとされ、早急に取り組むべき事項についてまとめられました。

中間答申等を踏まえ、各都道府県知事におかれましては別紙1の事項について、各指定都市市長におかれましては別紙2の事項について、早急に取り組んでいただきますようお願いいたします。また、各都道府県におかれましては、市町村（一部事務組合等を含む。）に対して、別紙2の事項を周知していただくとともに、市町村における消防団の充実強化等に向けた取組の促進のため、積極的に助言等を行っていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

担当：〈消防審議会中間答申に関する事項〉
総務課課長補佐 濱里、事務官 安藤
TEL：03-5253-7506
〈消防団の充実強化に関する事項〉
地域防災室課長補佐 岡地、事務官 馬内
TEL：03-5253-7561

別紙1

【都道府県において早急に取り組むべき事項】

- 1 地域における消防団活動に対する理解の促進
 - 消防団への加入の促進に当たっては、広く地域における消防団活動に対する理解を促進することが重要であり、幅広い住民に向けた広報啓発活動の更なる取組を行うこと。
- 2 事業者の消防団活動に対する理解の促進
 - 被用者の消防団への加入の促進に当たっては、消防団員が被用者として所属する事業者の理解が不可欠であることから、消防団協力事業所表示制度が設けられている。事業主等に対し、被用者の消防団への加入の理解を促すため、消防団協力事業所に対して効果的なメリットを用意することが必要である。消防団協力事業所に対する法人事業税等の減税措置が長野県及び静岡県で導入されており、また、入札において事業者の消防団活動への協力を積極的に評価する取組が20県で行われているところ、これらの取組を導入することについて検討すること。

3 公務員の消防団への加入の促進

- 消防団等充実強化法において、公務員の消防団への加入の促進を図る観点から、公務員の消防団員との兼職及び職務専念義務の免除に係る特例規定が設けられ、平成26年6月11日付け消防地第46号通知により、地方公務員が消防団により加入しやすい環境を作るため、兼職及び職務専念義務の免除に関して柔軟かつ弾力的な取扱いがなされるよう通知したところである。特に地域に密着した出先機関・支所等の職員の消防団への入団は、地域住民との密着性の観点から非常に望ましい取組であり、こうした取組により、更なる消防団への加入の促進を図ること。

4 大学等の協力

- 市町村とも連携しながら、大学等に対して、消防団活動に参加する学生等に対して修学上の配慮をすること、消防団活動を積極的に評価すること、大学のキャンパス内における学生消防(分)団を設置すること等について、大学等の自主性に配慮しつつ、具体的な働きかけを行うとともに、事業主等に対して、消防団活動を積極的に評価する推薦状の発出等の取組を周知し、就職活動において消防団活動が積極的に評価されるよう働きかけに努めること。

別紙2

【市町村において早急に取り組むべき事項】

1 事業者の消防団活動に対する理解の促進

- 被用者の消防団への加入の促進に当たっては、消防団員が被用者として所属する事業者の理解が不可欠であることから、消防団協力事業所表示制度が設けられているところ、本年4月1日現在、1万以上の事業所が市町村表示証の交付を受けており、その数は年々増加している。他方、全市町村において消防団協力事業所表示制度が導入される必要があるが、本年4月1日現在、1720市町村のうち約670の市町村はいまだに同制度を導入していない。これらの市町村においては、速やかに同制度の導入を図ること。
- 事業主等に対し、被用者の消防団への加入の理解を促すため、消防団協力事業所に対して効果的なメリットを用意することが必要である。入札において事業者の消防団活動への協力を積極的に評価する取組が149市町村で行われているところ、この取組を導入することについて検討すること。

2 消防団への加入の促進

- 消防団への加入の促進に当たっては、広く地域における消防団活動に対する理解を促進することが重要であり、幅広い住民に向けた広報啓発活動の更なる取組を行うこと。
- 消防団等充実強化法において、公務員の消防団への加

入の促進を図る観点から、公務員の消防団員との兼職及び職務専念義務の免除に係る特例規定が設けられ、平成26年6月11日付け消防地第46号通知により、地方公務員が消防団により加入しやすい環境を作るため、兼職及び職務専念義務の免除に関して柔軟かつ弾力的な取扱いがなされるよう通知したところである。このことを踏まえ、自団体の職員の更なる消防団への加入の促進を図ること。

- 在勤者の入団について、平成17年1月26日付け消防消第18号通知にて、入団の要件として居住者のみに限定しないよう要請したところであるが、いまだに約26%の市町村は、条例上、在勤者の入団を認めていない状況となっている。勤務地における被用者の消防団への加入の促進を図るため、条例上又は運用上在勤者の入団を認めていない市町村においては、早急にその入団を認めるよう検討すること。
- 消防団員の任命資格として、居住及び勤務に加え、通学も認めるよう検討すること。また、大学等に対して、消防団活動に参加する学生等に対して修学上の配慮をすること、消防団活動を積極的に評価すること、大学のキャンパス内における学生消防(分)団を設置すること等について、大学等の自主性に配慮しつつ、具体的な働きかけを行うこと。あわせて、就職を想定したインセンティブとして消防団に所属する大学生等へ就職活動用に消防団活動を積極的に評価する推薦状の発出等の取組を実施することとし、事業主等に対し、この取組を周知し、就職活動において消防団活動が積極的に評価されるよう働きかけに努めること。
- 女性消防団員の確保について、平成25年6月28日付け消防災第252号通知においても、その促進を要請したところであるが、約41%の消防団において、女性消防団員がいない状況となっている。いまだに女性消防団員が所属していない消防団においては、女性消防団員の入団について真剣に取り組むとともに、既に女性消防団員が所属している消防団においてもさらに積極的な女性の消防団への加入促進を図ること。
- 消防団員の定年制について、平成17年1月26日付け消防消第18号通知にて、入団の要件として年齢を限定しないよう要請したところであるが、定年年齢を40歳代までに限定するなど、定年年齢が極端に低い市町村もある。高齢化が進展している社会情勢に鑑み、定年年齢の引上げ等について検討すること。また、退職消防職団員については、自主防災組織のリーダー・構成員、少年消防クラブの指導者等としての活動や大規模災害時に限定して活動する機能別分団の創設等、退職消防職団員が活動しやすい環境づくりを進めること。

3 消防団員の処遇の改善

- 平成25年4月1日現在で27団体あった無報酬団体は平成27年度中には解消する見込みとなっているが、報酬が極端に少ない団体もある。消防団は大規模災害時に地域で即時に対応し、厳しい状況の中で長時間にわたり災害

対応に当たることにより鑑み、消防団の活動の実態に応じた報酬等を支給する必要があるところ、特に、年額報酬が1万円未満の市町村においては、地方交付税措置額の水準（年額報酬36,500円、1回当たりの出動手当7,000円）を踏まえ、報酬の引上げを行うこと。

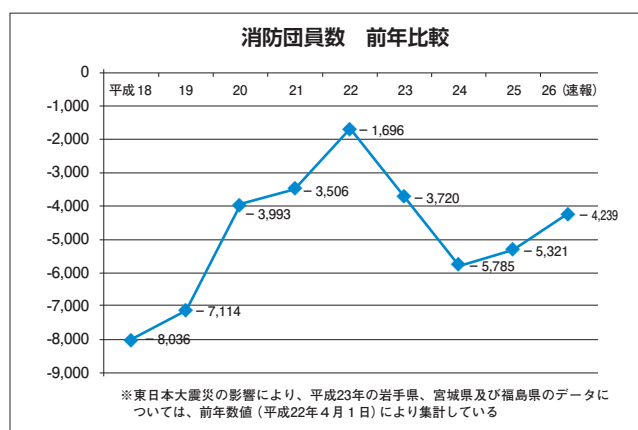
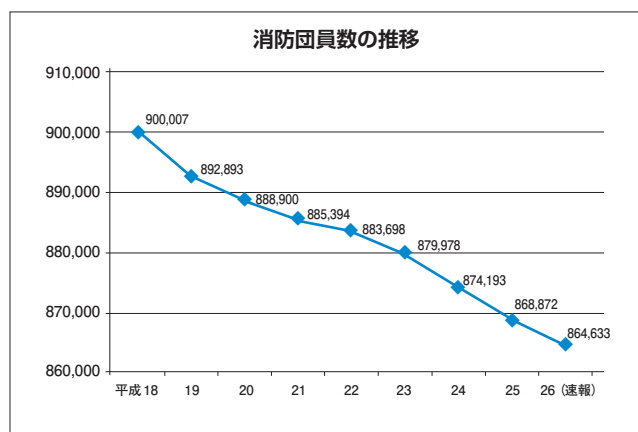
4 消防団の装備の改善

- 「消防団の装備の基準」の改正を踏まえ、地方交付税措置が大幅増額されたことを受け、消防団の装備の改善に向けた取組が進められつつあるが、地方交付税措置額に照らしてなお十分な予算が確保されていない状況にある。消防団等充実強化法が成立した機会を捉えて、一層の消防団の装備の改善を集中的・計画的に進めること。

【参考】

1. 消防団員数

		平成26年4月1日 (速報値)	平成25年4月1日	増減
消防団員数		864,633	868,872	▲ 4,239
性別	男性	842,998	848,087	▲ 5,089
	女性	21,635	20,785	850
(参考)	地方公務員	61,458	61,111	347
	郵政	5,686	5,401	285
	学生	2,656	2,417	239



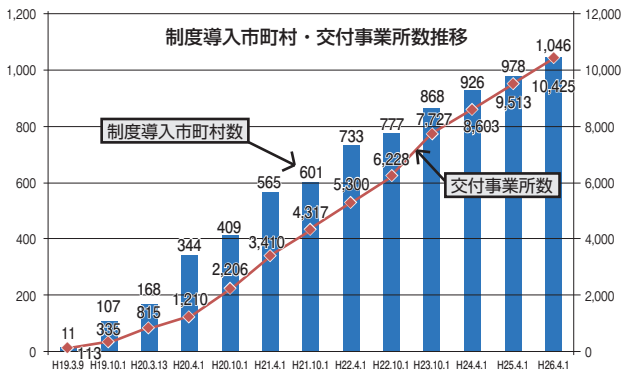
都道府県別消防団員数（速報値）

都道府県名	平成26年4月1日 現在（速報値）	平成25年4月1日 現在	増減
	消防団員数	消防団員数	実数
1 北海道	25,845	26,023	▲ 178
2 青森	19,465	19,527	▲ 62
3 岩手	22,411	22,523	▲ 112
4 宮城	20,310	20,720	▲ 410
5 秋田	17,491	17,544	▲ 53
6 山形	25,590	25,726	▲ 136
7 福島	34,466	34,443	23
8 茨城	23,829	23,955	▲ 126
9 栃木	14,987	14,948	39
10 群馬	11,856	11,852	4
11 埼玉	14,277	14,292	▲ 15
12 千葉	26,557	26,814	▲ 257
13 東京	23,505	23,904	▲ 399
14 神奈川	17,994	18,086	▲ 92
15 新潟	38,499	38,720	▲ 221
16 富山	9,537	9,565	▲ 28
17 石川	5,317	5,344	▲ 27
18 福井	5,720	5,661	59
19 山梨	15,125	15,203	▲ 78
20 長野	35,375	35,704	▲ 329
21 岐阜	20,647	20,901	▲ 254
22 静岡	20,562	20,826	▲ 264
23 愛知	23,430	23,504	▲ 74
24 三重	13,900	13,872	28
25 滋賀	9,172	9,212	▲ 40
26 京都	17,941	18,196	▲ 255
27 大阪	10,482	10,508	▲ 26
28 兵庫	43,655	43,873	▲ 218
29 奈良	8,517	8,601	▲ 84
30 和歌山	11,876	11,976	▲ 100
31 鳥取	5,133	5,125	8
32 島根	12,409	12,527	▲ 118
33 岡山	28,726	28,725	1
34 広島	22,275	22,313	▲ 38
35 山口	13,365	13,408	▲ 43
36 徳島	10,975	11,021	▲ 46
37 香川	7,661	7,654	7
38 愛媛	20,544	20,620	▲ 76
39 高知	8,214	8,201	13
40 福岡	25,009	25,202	▲ 193
41 佐賀	19,367	19,374	▲ 7
42 長崎	20,201	20,428	▲ 227
43 熊本	34,574	34,417	157
44 大分	15,670	15,557	113
45 宮崎	15,008	15,079	▲ 71
46 鹿児島	15,490	15,541	▲ 51
47 沖縄	1,674	1,657	17
合計	864,633	868,872	▲ 4,239

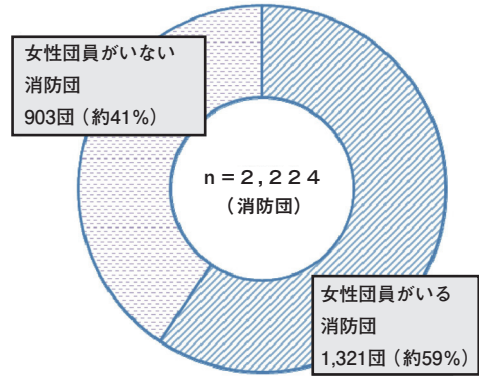
※H25の数値は平成25年消防白書のもの

2. 消防団協力事業所表示制度

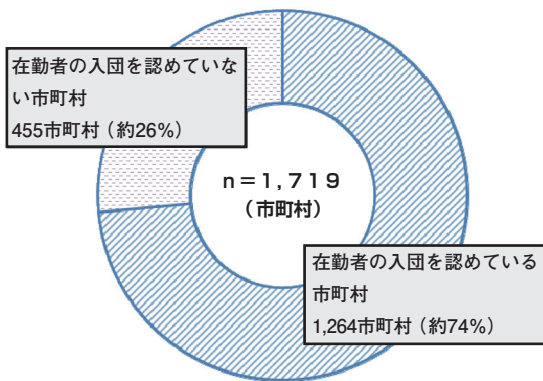
調査対象：1,720市町村



4. 女性団員がいる消防団の割合（平成25年4月1日現在）



3. 在勤者の入団を認めている市町村の割合（平成26年7月1日現在）



問合せ先
消防庁国民保護・防災部地域防災室
岡地、馬内
TEL: 03-5253-7561